

第202200328217号
令和5年3月29日

各介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和4年度「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」取得対策研修会の開催について（通知）

日頃、本県の介護保険行政の推進について、格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症が流行して以来、感染拡大防止の観点から、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」の取得推進を図るための研修会を书面開催とさせていただいており、本年度も书面開催とさせていただくこととなりました。

ついては、内容をご確認いただき、各事業所や施設において、介護職員の賃金改善のため、加算を取得していただくようお願いします。

- 1 開催方法 書面開催（鳥取県長寿社会課ホームページへ資料を掲示する方法）
- 2 開催日時 令和5年3月3月29日
- 3 研修資料

| | |
|-----|--|
| 資料1 | 介護職員の処遇改善に係る加算概要 |
| 資料2 | 介護職員処遇改善加算に係るよくある質問について |
| 資料3 | 介護職員等ベースアップ等支援加算に係るよくある質問について |
| 資料4 | 介護職員等特定処遇改善加算に係るよくある質問について |
| 資料5 | 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（老発0301第2号令和5年3月1日付厚生労働省老健局長通知） |
| 資料6 | 令和5年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について（令和4年12月20日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡） |
| 資料7 | 「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 4）（令和4年12月2日）」の送付について |

4 資料掲載場所

<https://www.pref.tottori.lg.jp/192802.htm>

鳥取県庁 HP トップページ⇒組織と仕事⇒長寿社会課

⇒介護サービス事業所の指定・届出・様式⇒介護職員処遇改善加算等に係る届出について

【担当】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県長寿社会課 介護保険・施設担当 吉村

電話：0857-26-7175

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp